

第 1 1 次（県）計画の策定について

1 概要

(1) 策定の根拠

職業能力開発促進法（以下、「法」）

（職業能力開発基本計画）

第 5 条 厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第七条第一項において同じ。）に関する基本となるべき計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。

（都道府県職業能力開発計画等）

第 7 条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画（以下「都道府県職業能力開発計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

3 都道府県知事は、都道府県職業能力開発計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（都道府県に置く審議会等）

第 91 条 都道府県は、都道府県職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、同項の審議会その他の合議制の機関に関し必要な事項は、条例で定める。

(2) 計画期間

令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間

(3) 計画に定める事項

法第 7 条第 2 項

都道府県職業能力開発計画においては、おおむね第 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定めるものとする。

法第 5 条第 2 項

職業能力開発基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
- (2) 職業能力の開発の実施目標に関する事項
- (3) 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

2 策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 国が令和 3 年 3 月に策定した「第 1 1 次職業能力開発基本計画」の実施目標や基本的施策を十分に踏まえながら策定する。
- (2) 宮崎県総合計画（現在次期計画作成検討中）と可能な限り整合性を図るとともに、「第二次宮崎県教育振興基本計画」をはじめとする人材育成に関わる計画等の内容を検討しつつ策定する。

- (3) 宮崎労働局をはじめ、(独法) 高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部等の関係機関（以下、「高障求機構宮崎支部」）との意見交換、連携を図りながら策定する。
- (4) 今後5年間において県が実施すべき職業能力開発に関する施策等を明確にし、公共職業訓練や民間における職業訓練の推進を図るための基本となるべき事項を定めるものとする。

3 次期計画策定スケジュール（予定）

【これまで】

令和3年	1月	職業能力開発ニーズ調査
	3月	令和2年度第2回審議会（諮問）
	4～7月	関係各所との意見調整
	8月	第1回審議会（8月25日 書面開催）
	9月	常任委員会へ報告

【これから】

	10月	第2回審議会（計画案の検討）
	12月	常任委員会へ報告 パブリックコメント
令和4年	1月	第3回審議会（最終案検討）
	3月	常任委員会へ報告 審議会から知事への答申、計画策定